

第4章

対象事業の実施の状況

第 4 章 対象事業の実施の状況

4.1 対象事業の実施状況

4.1.1 対象事業の実施概要

平成 26 年 7 月から平成 28 年 2 月においては、次のとおりとしました。



図-4.1.1 キャンプ・シュワブ敷地内作業ヤードの位置

表-4.1.1 工事の実施実績（平成 26 年 7 月～平成 28 年 2 月）

工事の区分	平成 26 年						平成 27 年						平成 28 年								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
既設建物の解体工事																					

注) 平成 27 年 10 月 28 日に公有水面の埋立てについての工事着手の届出を行った後は、キャンプ・シュワブ敷地内作業ヤードの整備、資機材の搬入等の埋立工事に向けたキャンプ・シュワブ敷地内での準備作業を行いました。

4.1.2 対象事業の実施状況

既設建物の解体工事は、バックホウ（圧碎機、ブレーカー、バケット）、ダン
プトラック及び自走式破碎機を用いて設備器具撤去、内部解体、建物解体、整地
の順で実施しました。

4.2 環境保全措置の実施状況

4.2.1 実施体制

環境保全措置や事後調査等（環境監視調査を含む）は、専門家等による普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会の監視体制の下に行うこととしています。

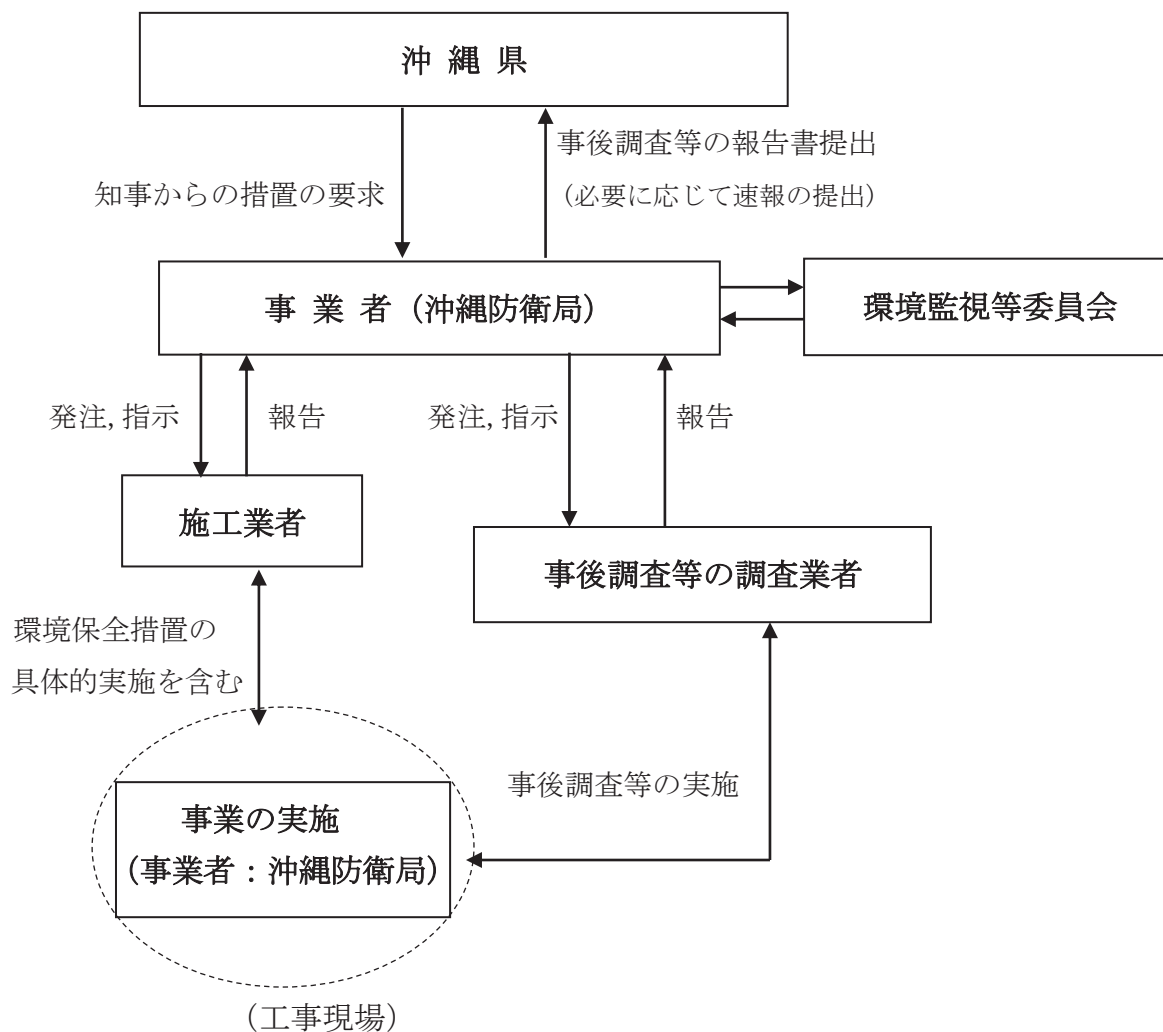


図-4.2.1 事後調査等（環境監視調査を含む）における監視体制

4.2.2 実施状況

本事業における実施段階別の環境保全措置実施項目一覧は表-4.2.1に示すとおりです。

平成26年7月から実施した既設建物の解体工事の実施時における環境保全措置の実施状況を以下に示します。

表-4.2.1 本事業における実施段階別の環境保全措置実施項目一覧

環境影響評価項目	工事の実施時	存在・供用時
大気質	○	○
騒音	○	○
振動	○	○
低周波音		○
悪臭		
水の汚れ	○	○
土砂による水の濁り	○	
地下水の水質	○	○
水象	○	○
土壌汚染		
地形・地質	○	○
塩害		
電波障害		○
海域生物・海域生態系	○	○
陸域動物	○	○
陸域植物	○	○
陸域生態系	○	○
景観	○	○
人と自然との触れ合いの活動の場	○	○
歴史的・文化的環境	○	○
廃棄物等	○	○

(1) 大気質

大気質に係る環境保全措置の実施状況は、表-4.2.2に示すとおりです。

表-4.2.2 大気質に係る環境保全措置の実施状況

環境保全措置	実施状況	備考
建設機械等は排出ガス対策型を積極的に使用し、大気汚染物質の排出の低減に努めます。	○	
建設機械が集中して稼働しないように、作業方法、工事工程の調整を行い、地域住民の生活環境の保全に十分配慮します。	○	
資機材運搬車両等の整備・点検を十分に行うよう指導します。	○	
沿道の粉じん等の対策として、資機材運搬車両等のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、タイヤ洗浄施設等の設置を行います。また、規制速度の遵守等適正な走行を行うなどの指導、監督を行います。	○	
工事を発注する際には、「規制速度を遵守すること」等の項目を工事特記仕様書に記載することとします。	○	
裸地となる部分は、速やかに転圧を行い、粉じん発生の防止に努めるほか、必要に応じシートによる防塵、散水等の発生源対策を行います。	○	
建設機械等は、整備・点検の徹底等の大気汚染対策を行います。	○	
大気汚染物質の排出量を抑えるため、アイドリングストップの励行や建設機械に過剰な負荷をかけないよう、丁寧に運転するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行います。	○	

(2) 騒音

騒音に係る環境保全措置の実施状況は、表-4.2.3に示すとおりです。

表-4.2.3 騒音に係る環境保全措置の実施状況

環境保全措置	実施状況	備考
環境基準や騒音規制法に基づく規制基準等の騒音に係る関係法令を踏まえて、適切に工事を実施します。	○	
建設機械は低騒音型を積極的に導入します。	○	
地域住民の生活環境に配慮して、早朝や夜間、日曜及び祝日の工事は可能な限り実施しないこととしています。夜間等工事を行う場合には、予め工事区域周辺の住民の方々に説明を行うとともに、資機材運搬にかかる車両の運行を極力少なくするように努めます。また、一時期に資機材運搬車両等が集中しないように運行計画を調整し、道路交通騒音の低減に努めます。さらに、資機材運搬車両等や重機等が民家付近で集中して稼働しないような工事工程の管理を行います。		該当する工事はありませんでした。
資機材の搬入などに伴う道路交通騒音については、その搬入ルート選定の際に、可能な限り集落を避けること等、周辺環境の保全に努めます。	○	
建設機械は整備・点検を徹底し、整備不良に起因する騒音の防止に努めます。	○	
必要に応じ、建設機械等に防音カバーを設置するなどの防音対策を講じます。		該当する工事はありませんでした。
工事中は仮設道路端に遮音壁を設け、騒音の低減に努めます。		対象となる工事を行っていないため、実施していません。
資機材運搬車両等の走行経路には、必要に応じ規制速度の遵守等を促す表示板を配置し、資機材運搬車両等の走行による道路交通騒音の増加を抑制します。	○	
工事を発注する際には、「規制速度を遵守すること」等の項目を工事特記仕様書に記載することとします。	○	
アイドリングストップの励行や建設機械に過剰な負荷をかけないよう、丁寧に運転するなど、工事関係者に対して必要な教育・指導を行います。	○	
環境保全措置が速やかに講じられる監視体制を構築して環境監視調査を実施し、当該環境監視調査結果に基づいて環境保全措置の見直しを要するような場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、必要な措置（既存の措置の見直しや追加の措置等）を講じます。	○	

(3) 振動

振動に係る環境保全措置の実施状況は、表-4.2.4に示すとおりです。

表-4.2.4 振動に係る環境保全措置の実施状況

環境保全措置	実施状況	備考
振動規制法等の関係法令に基づく振動に係る規制基準等を踏まえて、適切に工事を実施します。	○	
地域住民の生活環境に配慮して、早朝や夜間、日曜及び祝日の工事は実施しないこととしていますが、夜間等工事を行う場合には、予め工事区域周辺の住民の方々に説明を行うとともに、資機材運搬にかかる車両の運行を極力少なくするように努めます。また、一時期に資機材運搬車両等が集中しないように運行計画を調整し、道路交通振動の低減に努めます。さらに、資機材運搬車両等や重機等が民家付近で集中して稼働しないような工事工程の管理を行います。		該当する工事はありませんでした。
建設機械は低振動型を積極的に導入し、整備不良に起因する振動の防止に努めます。	○	
資機材の搬入などに伴う道路交通振動については、その搬入ルート選定の際に、可能な限り集落を避けること等、周辺環境の保全に努めます。	○	
資機材運搬車両等の走行経路には規制速度の遵守等を促す表示板を配置し、資機材運搬車両等の走行による道路交通振動の増加を抑制します。	○	
工事を発注する際には、「規制速度を遵守すること」等の項目を工事特記仕様書に記載することとします。	○	
アイドリングストップの励行や建設機械に過剰な負荷をかけないよう、丁寧に運転するなど工事関係者に対して必要な教育・指導を行います。	○	

(4) 水の汚れ

水の汚れに係る環境保全措置は、対象となる工事を行っていないため、実施していません（表-4.2.5）。

表-4.2.5 水の汚れに係る環境保全措置の実施状況

環境保全措置	実施状況	備考
コンクリートブロックの養生水、コンクリートプラントからの洗浄水、飛行場の舗装面の養生水などのアルカリ排水を海域に流出させないように配慮します。		対象となる工事を行っていないため、実施していません。
コンクリートブロックの養生水は、コンクリート表面積を覆う程度の必要最低限の水量を使います。		
コンクリートプラントからの洗浄水は、洗浄水の再利用化等により海域に流出しないように配慮します。		
飛行場の舗装面の養生の際には、養生マットを使用します。		
工事中の海域におけるコンクリート打設に伴うアルカリ負荷による水質変化の程度はごく小さく、特段の環境保全措置を講じる必要は認められませんが、実際の工事に用いる資材の種別によっては予測結果を上回る可能性を全く否定することはできず、予測の不確実性の程度が高いと考えられるため、事後調査を実施します。その結果、工事中の測定値が現況値に対して明らかに増加するような場合には、施工方法を変更する等、適正に対処するほか、当該事後調査結果に基づいて環境保全措置の効果に関して検討・見直しを要する場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、必要な措置を講じます。		

(5) 土砂による水の濁り

土砂による水の濁りに係る環境保全措置の実施状況は、表-4.2.6に示すとおりです。

表-4.2.6(1) 土砂による水の濁りに係る環境保全措置の実施状況

環境保全措置	実施状況	備考
本事業に係る赤土等流出防止対策の基本は、「赤土等流出防止対策マニュアル(案)」等に基づき適切に実施します。また、新石垣空港整備事業や米軍泡瀬ゴルフ場移設事業等の県内類似事例における対策(浸食防止剤散布、シート被覆、小堤工、切回し水路、土砂溜樹、濁水処理プラント等)を参考にしながら実施するとともに、浸食防止剤やシート等については、国土交通省の新技术情報提供システム(NETIS)に登録された事例等の最新の知見を取り入れるなど、できる限り効果が高いものを使用します。	○	
発生源対策としては、浸食防止剤散布、種子吹付け、砕石敷均し、転圧・締固め、植生工等の表土保護工、流出防止対策としては、切回し水路、土砂流出防止柵、小堤工、仮設排水路(側溝)、土砂溜樹等の対策を講じます。また、濁水の最終処理対策としては、濁水を調整池に一時貯留し、濁水処理プラントによりSS25mg/L以下(水質汚濁に係る環境基準の「河川」におけるAA~B類型値)に処理を行った後、周辺河川へ放流します。濁水処理施設の規模を設定するための降雨は10年確率降雨を対象としています。	○	
埋立土砂発生区域においては、周囲に土堤を構築する等により、発生する濁水が辺野古ダム湖へ流入するのを回避し、また、改変区域においては、赤土等流出防止対策を実施し、濁水処理排水は切替え後の美謝川等へ放流します。		対象となる工事を行っていないため、実施していません。
改変区域においては、「赤土等流出防止対策マニュアル(案)」に基づいて、発生源対策、流出防止対策、濁水処理プラントの設置等を実施します。	○	
改変箇所(切盛土に伴う裸地面)は、順次すみやかに転圧・締固めによる表土保護工を行うよう努めます。	○	
改変後は、浸食防止剤散布等により、すみやかに裸地面を保護し、赤土等流出を抑制します。	○	
地表面に降った表流水の措置として、仮設排水路(素掘り側溝等)を施工区域毎に升目に設置するとともに、側溝の途中に土砂溜樹を設置して、極力濁りを少なくした上で、調整池に集水し、濁水処理するなどの水のコントロールをします。		該当する工事はありませんでした。
局地気象情報の活用などにより、施工時の天候急変などにも対応できるよう備えます。	○	

表-4.2.6(2) 土砂による水の濁りに係る環境保全措置の実施状況

環境保全措置	実施状況	備考
<p>台風時や施工場所周辺で降雨に関する注意報・警報が発令されるなど、降雨が予想される場合は工事を一時中止し、「赤土等流出防止対策マニュアル(案)」等に基づく現場内の点検パトロールを実施し、赤土等流出防止対策のための施設機能が十分に発揮されるために施設の状態を整え、必要な緊急措置(転圧、シート被覆等)を講じるとともに、降雨中における各施設の状況を確認し、必要に応じて応急対策(シート被覆、土のう積み、土砂の除去等)を講じます。また、当該注意報・警報が解除された後に工事再開可能かどうか検討するなど、適正に実施することとします。</p>	○	
<p>緊急対策として、シート被覆や小堤工、ハーロー等の補強・増設を行います。異常時の出水に備えた緊急用資材を確保し、現場で速やかに対応できるよう努めます。</p>	○	
<p>海中への石材投入や床堀・浚渫及び海上ヤードの撤去による水の濁りの影響を低減させるため、施工区域周辺海域での汚濁防止膜や施工箇所を取り囲むような汚濁防止柵を適切に設置・使用しますが、濁りの発生量が周辺の環境に与える影響よりも、汚濁防止膜設置による周辺海域の海藻草類等に損傷を与える可能性を考慮し、状況によっては汚濁防止膜を設置しないこととします。なお、作業船の航行頻度の関係で、閉鎖できず一部区域が開いた開放形となりますが、汚濁防止膜の展張位置は、作業船のアンカー長や操作性等を考慮して最小限の範囲で設定します。</p>		<p>対象となる工事を行っていないため、実施していません。</p>
<p>埋立工事は、外周護岸を先行施工して可能な限り外海と切り離れた閉鎖的な水域をつくり、その中へ埋立土砂を投入することにより、埋立土砂による濁りが外海へ直接拡散しないような工法とします。</p>		
<p>埋立てを終えた工区については、降雨等により裸地面から濁水が海域に流出しないよう、裸地面を転圧・締固めした上で周囲に盛土を施し、埋立部に雨水等を浸透させ、護岸背面に防砂シートを施し、ろ過処理を行います。</p>		
<p>最終の埋立区域(埋立区域③)は閉鎖性水域にならないため、汚濁防止膜により対策を行います。閉鎖性水域とまらない時期の埋立工事については、閉鎖性水域からの濁りの拡散を低減させるため、施工場所近傍において汚濁防止膜を追加設置し、二重の対策を行います。また、台風の来襲時には、汀線付近の埋立土砂露出部にマット等を設置する等の対策を施し、埋立土砂の流出防止を図ります。</p>		
<p>飛行場地区においては、恒久対策が完了するまでの間は、赤土等流出防止対策を実施します。</p>		
<p>汚濁防止膜については、作業前には損傷の有無を確認し、損傷が確認された場合は作業を一時中断し、速やかに補修するほか、撤去の際には、汚濁防止膜内に堆積した赤土等を可能な限り撤去します。</p>		

表-4.2.6(3) 土砂による水の濁りに係る環境保全措置の実施状況

環境保全措置	実施状況	備考
海中へ投入する基礎捨石等については、材料仕様により石材の洗浄を条件とし、採石場において洗浄された石材を使用することで、濁りの発生負荷量を可能な限り低減させるように努めます。		対象となる工事を行っていないため、実施していません。
環境保全措置が速やかに講じられる監視体制を構築して環境監視調査を実施し、当該環境監視調査結果に基づいて環境保全措置の効果に関して検討・見直しを要するような場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、必要な措置（既存の措置の見直しや追加の措置等）を講じます。		

(6) 地下水の水質

地下水の水質に係る環境保全措置は、対象となる工事を行っていないため、実施していません（表-4.2.7）。

表-4.2.7 地下水の水質に係る環境保全措置の実施状況

環境保全措置	実施状況	備考
施工性、作業効率、地形等を考慮し、埋立土砂発生区域の改変面積を可能な限り抑えることとしました。	(○)	(事業計画の検討段階で対応済み)
地下水の湧出する場所は、E-3 地点周辺で、湧出量は動水勾配、透水係数、断面積等から定量的に算出すると、約 95m ³ /日となります。地下水等高線によると E-3 地点での地下水の流向は、ダム湖内に向かって流れていることが確認できます。したがって、地下水位及び水質への影響は生じませんが、環境保全措置として地下水が湧出する区域へ透水管等を処置することにより、湧出水をダム湖等の下流域に戻すなど地下水の水収支が変化しないよう配慮します。		対象となる工事を行っていないため、実施していません。

(7) 水象

水象に係る環境保全措置は、対象となる工事を行っていないため、実施していません（表-4.2.8）。

表-4.2.8 水象に係る環境保全措置の実施状況

環境保全措置	実施状況	備考
大水深海域の汚濁防止膜は浮沈式垂下型とし、濁りの拡散防止効果を維持しつつ、水象への影響を低減します。		対象となる工事を行っていないため、実施していません。

(8) 地形・地質

地形・地質に係る環境保全措置では、やむを得ず消失する重要な地形・地質を対象として、写真撮影、測量等を行うことにより種類、位置、形状、規模等の記録による保存を行いました（表-4.2.9）。以下にその結果を示します。

表-4.2.9 地形・地質に係る環境保全措置の実施状況

環境保全措置	実施状況	備考
消失する重要な地形・地質の当該地域における学術的価値等も考慮し、やむを得ず消失するものについては、工事実施前に写真撮影、測量等を行うことにより種類、位置、形状、規模等の記録による保存等を行うこととします。	○	

1) 重要な地形・地質の分布状況

評価書において予測・評価の対象とした重要な地形・地質のうち、本事業の実施に伴う改変により消失するものは表-4.2.10及び図-4.2.2に示すとおりです。

表-4.2.10 評価書において予測・評価の対象とした重要な地形・地質のうち、本事業の実施に伴う改変により消失するもの

重要な地形・地質の区分	確認地点番号*
嘉陽層の露頭（互層）	84・116・834
嘉陽層の露頭（褶曲）	91・119・135・136・137・138・197・837
嘉陽層の露頭（断層）	88・100・832・836
不整合面の露頭	125・141・195
湧水・浸み出し	104・105
海蝕崖	
波蝕棚	87・92・99・102・110・111・116・118・120・121・122・123・124・126・127・128・129・132・138・140・195・198・199・201
海蝕洞・石灰洞	90・101・103・114・115・197・200
ノッチ	196・199・201
ポットホール	106・109・112
ビーチロック様固結物	
礫浜海岸	
トンボロ	132・200
カस्प	97
合計	11区分 60件

※確認地点番号は図-4.2.2に対応しています。これらは、評価書（p.6-10-145～149）に記載がある重要な地形・地質のうち、事業実施区域及びその周辺に分布するものを抽出したものです。また、評価書には重要な地形・地質として取り上げられているものの、改変区域内には分布しないものには斜線を付しました。

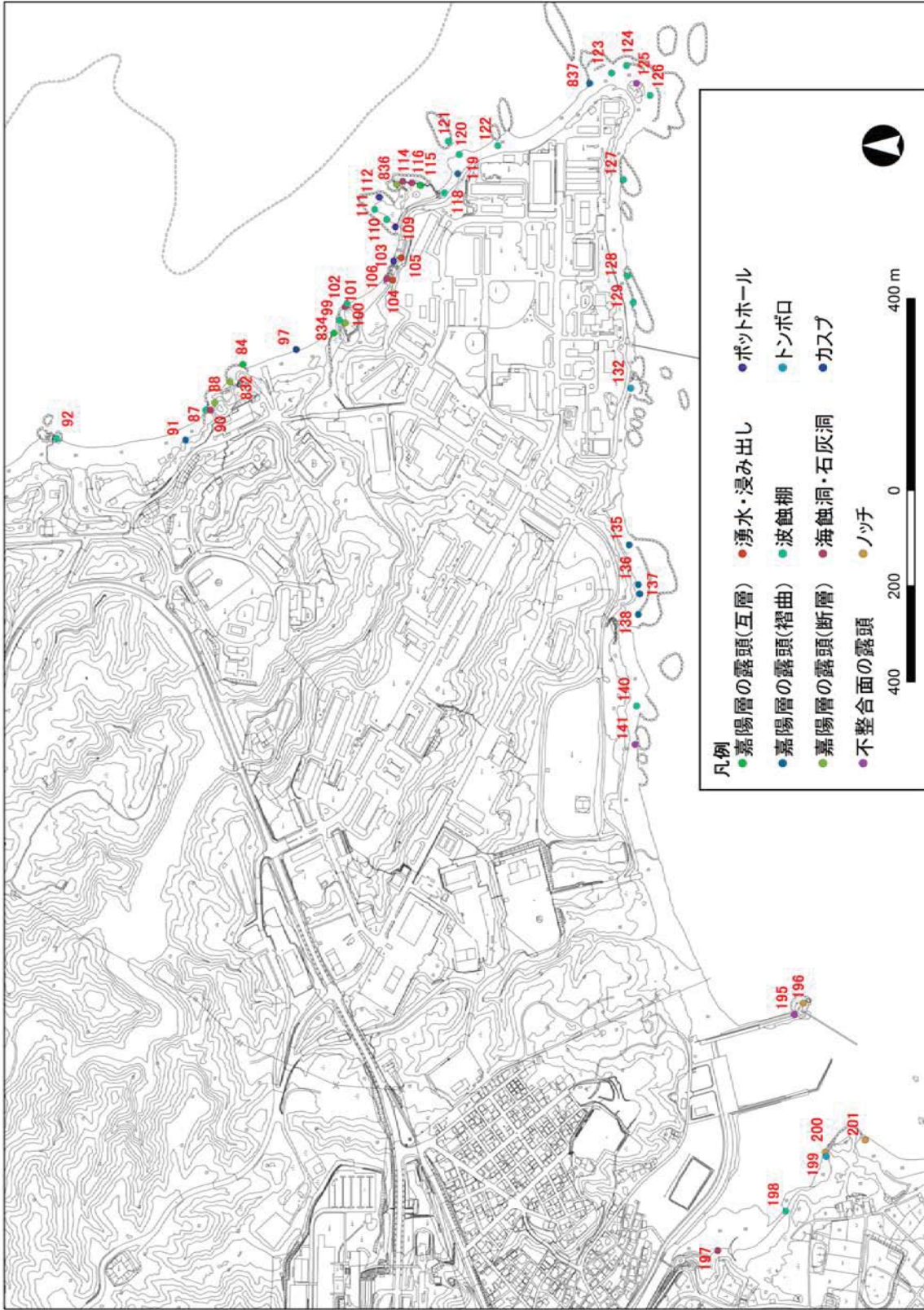


図-4.2.2 評価書において予測・評価の対象とした重要な地形・地質のうち、本事業の実施に伴う改変により消失するものの位置

2) 記録の方法

事業実施により消失する重要な地形・地質については、学術的価値、希少性、自然景観を構成する重要な要素であること等も考慮し、表-4.2.11に示す項目について現地調査により把握し、記録を行いました。

位置については、その範囲をGPSで位置情報を取得し整理するとともに、その代表的地点の位置を測量し、重要な地形・地質の分布状況図を作成しました。

なお、重要な地形・地質のうち、波蝕棚、海蝕洞・石灰洞、ノッチ、トンボロなど、潮位によっては確認が難しい可能性があるものについては、潮位に留意して、可能な限り干潮時に調査しました。特にトンボロについては、干潮時の島と陸との繋がり状況に着目しました。

現地調査は平成26年6月27日、30日、7月1日、2日に実施しました。

表-4.2.11 記録の方法

項目	記録方法
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書において予測・評価の対象とした重要な地形・地質のどれに該当するか判定した。 ・重要な地形・地質の区分は、①嘉陽層の露頭（互層）、②同（褶曲）、③同（断層）、④不整合面の露頭、⑤湧水・浸み出し、⑥波蝕棚、⑦海蝕洞・石灰洞、⑧ノッチ、⑨ポットホール、⑩トンボロ、⑪カスプの11区分とした。 ・なお、上記の区分が重複するものについては、重複して記録した（例：嘉陽層の露頭（褶曲）/波蝕棚）。
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な地形・地質が分布する範囲について、その境界線を可能な範囲で踏査しGPSを用いて各地点の緯度・経度の位置情報を獲得した。 ・また、その代表的な地点（最も典型的な場所など）において、必要に応じて測量を実施し、位置情報を獲得した。
形状・構造	<ul style="list-style-type: none"> ・褶曲・互層・断層・不整合面の露頭などにおいては、周辺を含めた広域的な写真、「重要な地形・地質」に焦点をあてた近接写真など、視野範囲を変えながら写真撮影を行った。 ・波蝕棚については、その面的な広がりとともに、歩数計測やレーザー距離計等を用いて陸地からの距離や高度差を簡易的に把握した。また、褶曲などがみられる場合には、その性状も記録した。 ・海蝕洞・石灰洞、ノッチについては、その位置を地形図上に記録するとともに、海蝕崖基部の洞穴の幅、高さ、奥行きと地層の走向・傾斜などを記録し、スケッチした。また、洞底堆積物の粒径等をも記録した。 ・ポットホールについては、その位置を地形図上に記録するとともに、穴の直径、深さを測定し記録した。また、穴底の礫などの性状も記録した。 ・トンボロについては、その位置を地形図上に記録するとともに、島と陸地との距離、干潮時に砂州による島と陸地の繋がり状況を記録した。 ・カスプについては、その位置を地形図上に記録した。しかし、平成20年調査時に比べると、カスプの地形的特徴などが明瞭ではなくなっていたことから、当初予定していた波打った汀線形状からカスプとカスプの間隔（波長）・湾入部の深さ（奥行き）、また付近に形成された凹凸微地形をポンチ絵などで表示するなどのことはできなかった。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の位置、形状・構造の調査結果を踏まえ、分布範囲、発達状況、大きさなどにより、その規模を把握した。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対象によっては、過去の調査報告書に掲載されている状況から変化しているものもあることが想定されたことから、既存データとの比較などにより、可能な範囲でその変化を把握することに努めた。

3) 記録の整理

記録の対象とした重要な地形・地質について、周辺を含めた広域的な写真、重要な地形・地質に焦点を当てた近接写真等を用いて、視覚的にわかりやすい内容となるよう整理しました。

位置情報については、GPS 及び測量等により取得した範囲及び代表的地点に関する地理情報 (GIS) を分布図等に整理するとともに、標高 (Elevation Level : EL) 及び標高 (Datum Line : DL (基準高さ)) を整理しました。

なお、標高 (EL) と標高 (DL) との関係は以下のとおりとしました。

$$DL (m) = EL (TP : Tokyo Peil (東京湾平均海面基準)) + 1.163$$

4) 整理結果

記録を行った重要な地形・地質は表-4.2.12及び図-4.2.3に示すとおりであり、それぞれについて規模、分布状況等を記録した結果を、個票の形で整理し、表-4.2.13に例を示しました。なお、全ての調査結果は資料編に示しました。

表-4.2.12 記録を行った重要な地形・地質

確認地点番号	重要な地形・地質の区分	確認地点番号	重要な地形・地質の区分
92	波蝕棚	119	嘉陽層の露頭 (褶曲)
91	嘉陽層の露頭 (褶曲)	120	波蝕棚
87	波蝕棚	121	波蝕棚
90	海蝕洞・石灰洞	122	波蝕棚
88	嘉陽層の露頭 (断層)	837	嘉陽層の露頭 (褶曲)
832	嘉陽層の露頭 (断層)	123	波蝕棚
84	嘉陽層の露頭 (互層)	124	波蝕棚
97	カスプ	125	不整合の露頭
834	嘉陽層の露頭 (互層)	126	波蝕棚
99	波蝕棚	127	波蝕棚
100	嘉陽層の露頭 (断層)	128	波蝕棚
102	波蝕棚	129	波蝕棚
101	海蝕洞・石灰洞	132	波蝕棚、トンボロ
106	ポットホール	135	嘉陽層の露頭 (褶曲)
104	湧水・浸み出し	136	嘉陽層の露頭 (褶曲)
103	海蝕洞・石灰洞	137	嘉陽層の露頭 (褶曲)
105	湧水・浸み出し	138	嘉陽層の露頭 (褶曲)、波蝕棚
109	ポットホール	140	波蝕棚
110	波蝕棚	141	不整合面の露頭
111	波蝕棚	195	不整合面の露頭、波蝕棚
112	ポットホール	196	ノッチ
836	嘉陽層の露頭 (断層)	197	嘉陽層の露頭 (褶曲)、海蝕洞・石灰洞
114	海蝕洞・石灰洞	198	波蝕棚
115	海蝕洞・石灰洞	199	ノッチ、波蝕棚
116	波蝕棚、嘉陽層の露頭 (互層)	200	海蝕洞・石灰洞、トンボロ
118	波蝕棚	201	ノッチ、波蝕棚
			以上 11 区分、60 件

※評価書に記載された確認地点番号を示しています。

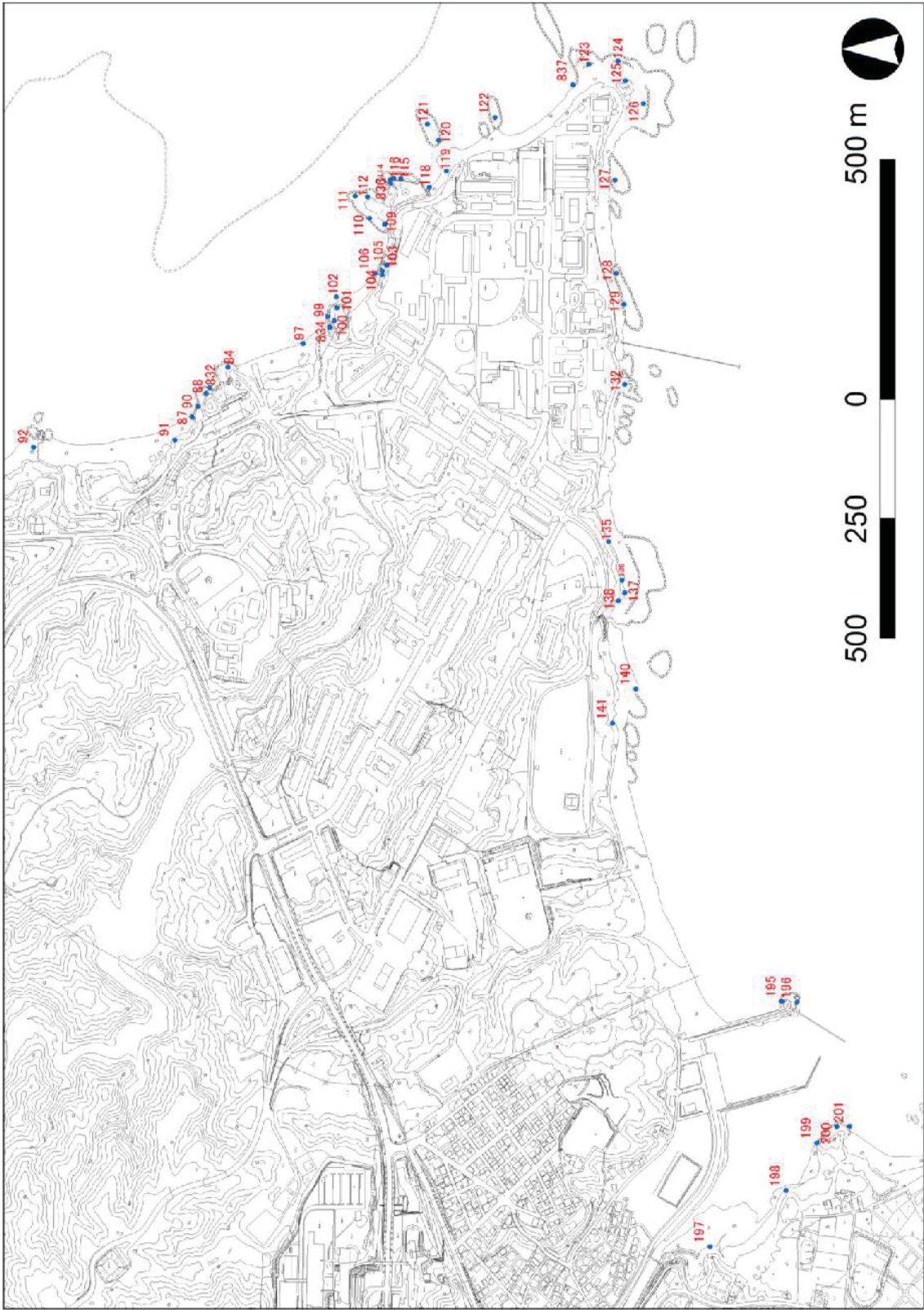


図-4.2.3 記録を行った重要な地形・地質の位置

表-4. 2. 13(1) 重要な地形・地質の記録の整理結果例 (No. 92)


No.	92
種類	波蝕棚
調査年月日	平成 26(西暦 2014)年 6 月 30 日
概要	辺野古崎の北西約 1,500m に位置する辺野古崎北方海岸に見られる波蝕棚である。周辺には砂浜が広がり波蝕棚の低い場所は大半が砂で埋まっている。
位置	 <div data-bbox="427 1249 858 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【No.92 観測点座標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緯度:26° 31' 54.8194" ・経度:128° 02' 45.3446" ・標高(EL):3.092m ・標高(DL):4.255m </div>
形状・構造	海岸線に沿って幅 50m 程度、沖合に向かって 50m 程度の範囲に波蝕棚が分布する。水面上に露出する突出する岩棚は疎らで、各岩棚の間には砂が堆積し、海蝕棚を覆って砂浜が形成されている。位置を特定する測量は海岸線寄りの高さ約 2m の大岩の上で行った。
規模	波蝕棚は、海岸線に沿って幅約 50m、沖合に向かって約 50m の範囲である。
その他 (保存状態)	海岸線寄りには砂が堆積し、波蝕棚が砂で埋まっている。

表-4.2.13(2) 重要な地形・地質の記録の整理結果例 (No. 92)

代表地点の周辺4方向からの写真	
<p>【No.92 観測点座標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緯度: 26° 31' 54.8194" ・経度: 128° 02' 45.3446" ・標高(EL): 3.092m ・標高(DL): 4.255m 	
<p>調査地点: No.92(波蝕棚) 撮影日時: 2014.6.30 8:56</p>	
	
<p>位置情報: 緯度 26° 31' 54.25" 経度 128° 02' 45.43" 撮影方向: 東</p>	<p>位置情報: 緯度 26° 31' 54.46" 経度 128° 02' 44.99" 撮影方向: 南南東</p>
	
<p>位置情報: 緯度 26° 31' 54.80" 経度 128° 02' 45.02" 撮影方向: 南南西</p>	<p>位置情報: 緯度 26° 31' 54.51" 経度 128° 02' 45.85" 撮影方向: 北西</p>